

令和3年5月26日
保育部保育認定・調整課

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

児童福祉施設の設備及び運営の基準については、児童福祉法の規定により、厚生労働省令に定める基準により条例で定めることとされている。

令和3年1月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」により、児童福祉施設の基準に関する厚生労働省令（以下「厚生労働省令」※という。）が改正されたことを踏まえ、令和3年第1回区議会定例会に、世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案を提案し、議決いただいた。

その後、国が令和3年3月に再び関係省令の改正を行ったことから、区においても、この内容を踏まえた条例改正を行う。

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生労働省令第63号）

2 一部改正の内容

(1) 電磁的記録

児童福祉施設における諸記録の作成、保存等について、電磁的な対応を認めることとする。

(2) その他の規定の整備

3 一部改正案

別紙 新旧対照表（案）のとおり

4 施行予定日

令和3年7月1日

5 条例から委任を受けて規則に定める事項

今回条例改正する内容のほか、児童福祉法の改正に伴う厚生労働省令の改正により、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長（以下「乳児院等の長」という。）の任用要件の改正がされた。世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月規則55号）において定めている事項であるため、別途、規則改正を行う。

なお、改正規則の施行日は、令和4年4月1日とする。

規則改正後	規則改正前
<p>次に掲げる期間の合計が3年以上であること又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了することとする。</p> <p>(1) 児童福祉司にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>(2) 社会福祉主事にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間</p>	<p>次に掲げる期間の合計が3年以上であること又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了することとする。</p> <p>(1) 児童福祉司にあつては、<u>児童福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>(2) 社会福祉主事にあつては、<u>社会福祉に関する事業</u>に従事した期間</p> <p>(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間</p>

※今回の厚生労働省令改正の背景

乳児院等の長として実務経験や専門的技術に関する指導と教育を行う者としての必要な資質の向上を図ること。

6 今後のスケジュール（予定）

令和3年6月 令和3年第2回区議会定例会（改正条例案の提案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p> <p>改正</p> <p>令和2年3月4日条例第14号 令和3年3月9日条例第18号</p> <p>世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第14章（略） 第15章 雑則（第100条・<u>第101条</u>） 附則（略）</p> <p>第1章～第12章（略） 第13章 児童自立支援施設</p> <p>第87条～第88条（略） （児童自立支援施設の長の資格）</p> <p>第89条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する<u>人材育成センター</u>（以下この項において「<u>人材育成センター</u>」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>（1） 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。） （2） 社会福祉士の資格を有する者 （3） 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（<u>人材育成センター</u>が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）従事した者</p>	<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p> <p>改正</p> <p>令和2年3月4日条例第14号 令和3年3月9日条例第18号</p> <p>世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第14章（略） 第15章 雑則（第100条） 附則（略）</p> <p>第1章～第12章（略） 第13章 児童自立支援施設</p> <p>第87条～第88条（略） （児童自立支援施設の長の資格）</p> <p>第89条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する<u>児童自立支援専門員養成所</u>（以下この項において「<u>養成所</u>」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>（1） 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。） （2） 社会福祉士の資格を有する者 （3） 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（<u>養成所</u>が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）従事した者</p>

改正後	改正前
<p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第90条～第96条 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>第15章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第100条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第101条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第89条第1項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第89条に規定する児童自立支援専門員養成所が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者については、この条例による改正後の第89条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者とみなす。</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第90条～第96条 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>第15章 雑則</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第100条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>附 則 (略)</p>